

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 4 年 9 月 26 日提出

案件担当 部 課 等	市民部 市民協働課
案件名称	（仮称）三浦市個人情報保護法施行条例の基本方針について
部門経営 部会 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>（仮称）三浦市個人情報保護法施行条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から法の規定が直接適用されることとなる。</p> <p>このことに伴い、現行の三浦市個人情報保護条例（平成 9 年三浦市条例第 12 号）を廃止し、法の施行について必要な事項を定めるための条例の制定を改正法の施行に合わせ、令和 5 年 4 月 1 日に行う必要がある。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>国のガイドラインや近隣自治体の動向を踏まえ、別紙基本方針のとおり、本条例を制定することとしたい。</p> <p>なお、審議決定後、パブリックコメントを実施した後、令和 4 年第 4 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>大綱 4 計画の推進に向けて</p> <p>目標 4 開かれた市役所づくり</p> <p>施策 2 開かれた行政運営の推進</p>	
<p>備考</p> <p>説明員 石川市民協働課長、澤口市民協働 G L</p>	